

後見（保佐・補助）開始について相談・申立てに来られた方へ

この封筒には、以下のものが入っています。「後見（保佐・補助）開始の申立ての手引」をお読みにになり、申立ての準備を進めてください。

- 1 後見（保佐・補助）開始の申立ての手引
- 2 申立書およびその記入例（後見開始用，保佐開始用，補助開始用）
- 3 申立書附票(1)《申立人照会書》
- 4 申立書附票(2)《本人照会書》
- 5 申立書附票(3)《後見人等候補者照会書》
- 6 財産目録およびその記入例
- 7 （本人の親族の）同意書およびその記入例
- 8 主治医の方へ
- 9 診断書・診断書附票
- 10 登記されていないことの証明申請書2枚（本人・候補者分）

横浜家庭裁判所本庁に申立てをされる方へ

この封筒セットを用いて、横浜家庭裁判所本庁に後見（保佐・補助）開始を申し立てる場合は、次の方法で申立てをしてください。

※（ご注意）川崎，相模原，横須賀，小田原の各支部では，平成18年11月現在，以下の取扱いはしていませんのでご注意ください。

1 申立て受付の予約について

横浜家庭裁判所本庁に後見（保佐・補助）開始を申し立てる方は，事前に裁判所に電話をして，「申立て受付」の予約をしてください。

2 電話予約の方法

横浜家庭裁判所本庁 後見係（横浜家庭裁判所の代表電話 045-681-4181）までお電話ください。

※ 平日の午前9時30分から12時まで，午後1時から4時30分までの時間帯にお電話ください。

代表電話に電話をかけ，電話交換手に後見係の予約担当につないでもらった後，後見係の者が電話に出ましたら，次の順番でお話してください。

- ① まず，「申立て受付の予約をお願いします。」とお話してください。
- ② 次に，あなた（これから申立てをされようとする方）の氏名をお話してください。
- ③ 次に，「申立て受付」の希望の時刻をお話してください。

「申立て受付」（受付開始時間）は、平日の、
午前9時30分、午前10時45分、午後1時15分、午後2時30分
のいずれかの時刻となりますので、たとえば、「○月△日 □曜日 の
午前◎時◇分を希望します。」とお話してください。

※ 先約が入っている場合など、第一希望の予約をお受けできないこと
があります。予約の際は第三希望程度まで考えておいてください。

※ 予約をした後、やむを得ない事情が生じて予約を変更または取消し
したいときは、必ず早めに後見係までご連絡ください。

3 申立て当日について

(1) 持参していただく書類など

「申立ての手引」に記してある必要書類をすべて持参してください。

※ 必要書類が足りないと、受付できない場合があります。

「財産や収支を裏付ける資料」のうち、コピーを提出していただく資料につ
いては、可能であれば原本も持参してください（原本はその場で返却します。）。

収入印紙、郵便切手、登記印紙は地下1階の売店で買うこともできます。

鑑定が必要なケースで鑑定医が確保されている場合、受付の際に鑑定費用（診
断書附票に医師が記した金額）を裁判所に予納することができますので、必要
な現金を持参してください。

(2) お越しいただく時間

予約した開始時刻に間に合うよう、余裕を持って裁判所にお越しください。

※ 遅刻をされますと、受付はできても、事情の聴取の時間が十分とれ
ず、後日また改めてお越しいただくことになるかもしれません。

(3) お越しいただく場所

本館4階の後見係をお訪ねください（4階「家事書記官室^{かじしょきかんしつ}」の一番奥の入口
からお入りください。入口に「後見係・財産管理係」の札がかかっています。）。

(4) 受付事務について

受付担当者が書類が揃っているかなどを確認して受付事務を行うとともに、
申立ての事情などについてお聞きします。「受付」と「事情の聴取^{じじょうのちやうしゅ}」をあわせて1時間以内で行います。

※ 多くの場合、申立人からの事情の聴取はこの日ですますことができ
ます。ただし、複雑な事情があつて1時間では事情をお聞きできない
場合は、申立て時の「事情聴取」では要点のみをお聞きし、後日改め
て裁判所にお越しただいて、家庭裁判所調査官の面接調査を受けて
いただくこととなります。

(5) その他

本人や本人の身近な親族をお連れいただいてもかまいませんが、本人の健康
状態につき無理はなさないでください。